

# どんな方が所得申告をすればいいのか確認してください

- 税務署で確定申告をする方
- 令和6年1月1日現在、柴田町に住所のない方

柴田町での所得申告は必要ありません

■上記以外の方は次へ進んでください。

給与所得者の方  
(パート・アルバイト等を含む)

給与所得のみで勤務先で年末調整が完了し、内容に変更がない方

所得申告は必要ありません

- 年の途中で就職・退職し、年末調整をしていない方
- 給与の他に営業・農業・不動産・年金などの所得がある方
- 2か所以上の会社(事業所)から給与を受けている方
- 医療費控除などの控除を受ける方

町県民税の所得申告をしてください

営業・農業・不動産・雑・一時所得などがある方

町県民税の所得申告をしてください

消費税の申告も必要な方(インボイス発行事業者など)は、所得申告と一緒に税務署で申告してください。  
※町では消費税の申告は受付できません。

公的年金収入のある方

公的年金とそれ以外の収入がある方

町県民税の所得申告をしてください

公的年金収入のみの方

年齢	公的年金収入金額
65歳以上 (昭和34年1月1日以前生まれ)	153万円
65歳未満 (昭和34年1月2日以後生まれ)	103万円

左記の金額以上の場合

左記の金額以下の場合

全く収入がない方

同居親族の扶養になっている方  
(年末調整や確定申告で被扶養者となっている方)

所得申告は必要ありません

- 扶養になっていない方
- 別居親族の扶養になっている方

裏面：簡易申告書を記入のうえ税務課へ提出してください。  
郵送でも可

非課税の収入(遺族年金・障害年金・失業給付金等)のみの方